

学校における働き方改革取組方針

(令和2年度～令和4年度)

令和2年5月改定

呉市教育委員会

はじめに

社会の急激な変化が進む中で、子供たちが予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められています。また、学校が抱える課題が複雑化・多様化しており、学校に求められる役割が拡大する中で、教職員の業務は多様化かつ拡大している状況にあります。

呉市教育委員会においては、学校における働き方改革を実現し、教職員が自らの意欲と能力を最大限に発揮し、健康でやりがいをもって働くことができるようにするため、教職員のモチベーションの向上や子供と向き合う時間の確保ができるよう、教職員の負担軽減や業務改善を図る取組を実施してまいりました。

その後、令和2年1月に、文部科学大臣により「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が定められたことを受け、時間外在校等時間の上限を踏まえた目標の再設定を行ったうえで、更に取組を進めることが必要となっており、本取組方針を改定することとしました。

取組に当たっては、保護者や地域の方々の御理解をいただきながら、本取組方針を基に、教育委員会や学校等の関係者が足並みを揃え、着実に進めてまいります。

呉市教育委員会教育長 寺本 有伸

< 目 次 >

1	改定の趣旨	p 1
	(1) 現状	
	(2) 改定の趣旨	
2	これまでの取組状況・課題及び今後重点的に取り組むべき事項	p 2
	(1) 学校における働き方改革に係る主な取組	
	(2) 現状	
	(3) 現状を踏まえた課題及び今後重点的に取り組むべき事項	
3	目標・成果指標	p 6
	(1) 児童生徒と向き合う時間の確保	
	(2) 長時間勤務の縮減	
4	取組	p 7
	(1) 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備	
	(2) 部活動指導に係る教員の負担軽減	
	(3) 学校における組織マネジメントの確立	
	(4) 教職員の働き方に対する意識の醸成	
5	フォローアップ	p 11

1 改定の趣旨

(1) 現状

平成30年11月に「学校における働き方改革取組方針」（以下「本方針」という。）を策定し、「児童生徒と向き合う時間^{※1}の確保」及び「長時間勤務の縮減」に向けた取組を進めてきた。

一方で、平成31年1月に文部科学省において、在校等時間の上限目安を原則月45時間、年360時間とする「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定された。また、令和元年12月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）の一部改正を受け、令和2年1月には、「ガイドライン」を法的根拠のある指針に格上げする形で、文部科学大臣により「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が定められた。この指針では、教育委員会が講ずべき措置として、所管に属する学校の教職員^{※2}の在校等時間の上限に関する方針を定めることが規定された。

なお、平成31年4月1日から、働き方改革関連法の一部が施行され、民間の大企業では、残業時間に罰則付きの上限規制が既に適用されており、令和2年4月からは、中小企業においても上限規制が適用されるなど、民間企業では既に厳しい管理が求められている。

(2) 改定の趣旨

「本方針」は、令和2年度末までを取組期間としていたところであるが、上記の国の動きを踏まえ、広島県において「県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」の一部が改正されたことに伴い、「呉市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」において在校等時間の上限を定めたことから、取組期間や目標を再設定するとともに、現状や課題を踏まえた重点的に取り組む項目を明示することとした。

なお、学校における働き方改革は、教育委員会と学校が連携し、保護者や地域の理解・協力も得ながら、本方針に示す様々な取組を総合的に進めていくこととする。

※1 「児童生徒と向き合う時間」

授業、授業準備、教材研究、週案・指導略案作成、部活動、個別指導（学習補充、進路指導、生徒指導等）

※2 「教職員」

給特法第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員）

2 これまでの取組状況・課題及び今後重点的に取り組むべき事項

(1) 学校における働き方改革に係る主な取組（平成30年度～）

学校における働き方改革を更に推進するため、平成30年11月に、今後の取組の方向性を示す総合的な方針（本方針）を策定し、取組を進めてきた。また、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が地域、学校、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すため、平成30年12月に「運動部活動の方針」、令和元年11月に「文化部活動の方針」を策定し、休養日及び活動時間の基準等を示すとともに、以下の取組を進めてきた。

- ア 学校評価及び人事評価への働き方改革に関する評価の位置付け
- イ 指導記録（週案）及び年間指導計画の簡素化
- ウ 市教委主催研修の見直し、削減
- エ 「学校の事務軽減化推進プロジェクト委員会」による発出文書の見直し
- オ 成績処理システム、通知表作成システムの導入
- カ 指導要録の電子化
- キ 夏季一斉閉庁の実施
- ク 留守番電話の導入

(2) 現状

「本方針」に記載した取組のより着実な実行を図るため、平成28年度から常勤の全教職員を対象に毎年9月に行っている「学校の業務改善に係るアンケート（以下、「業務改善アンケート」という。）」を継続するとともに、平成30年9月より、時間外在校等時間や勤務実態の把握を継続している。

ア 業務に係る現在の意識について

令和元年度の「業務改善アンケート」結果によると、「児童生徒と向き合う時間」（表1）や、そのうち「児童生徒と直接関わる時間」※3（表2）の確保については、肯定的な回答の割合が6割台であり、平成28年度の割合（5割台）よりも上昇しているが、成果指標の8割には達しておらず、依然として課題が見られる。

※3 「児童生徒と直接関わる時間」

部活動、個別指導（学習補充、進路指導、生徒指導等）

表1 児童生徒と向き合う時間が確保できていると感じる教職員の割合

	小学校	中学校	小・中・高等学校
平成28年度	54.0%	56.2%	55.3%
令和元年度	65.2%	65.5%	65.9%
差	+11.2 ㊦	+ 9.3 ㊦	+10.6 ㊦

表2 表1のうち児童生徒と直接関わる時間が確保できていると感じる教職員の割合

	小学校	中学校	小・中・高等学校
平成28年度	51.0%	54.7%	53.0%
令和元年度	62.5%	59.9%	62.0%
差	+11.5 ㊦	+ 5.2 ㊦	+ 9.0 ㊦

イ 1週間あたりの勤務状況及び業務に係るおよその時間について

令和元年度の「業務改善アンケート」結果によると、平成28年度と比べ、勤務時間外に行う業務の1週間あたりの平均時間（表3）は、小・中・高等学校全体で3.8時間減少している。

また、「児童生徒と向き合う時間」（表4）について項目ごとに見ると、「週案・指導略案作成」、「部活動」の時間が減少したことに伴い、「授業準備、教材研究」、「個別指導」の時間は増加している。

表3 教職員の1週間当たりの時間外及び持ち帰りの時間数

	小学校	中学校	小・中・高等学校
平成28年度	20.2 時間	21.7 時間	20.8 時間
令和元年度	16.6 時間	17.2 時間	17.0 時間
差	▲ 3.6 時間	▲ 4.5 時間	▲ 3.8 時間

表4 教職員の1週間当たりの「児童生徒と向き合う時間」の状況

	週案※	部活動	授業準備※	個別指導※
平成28年度	2.7 時間	10.1 時間	8.8 時間	3.2 時間
令和元年度	2.2 時間	8.6 時間	9.0 時間	4.5 時間
差	▲0.5 時間	▲1.5 時間	+0.2 時間	+1.3 時間

※「週案」 週案・指導略案作成
 ※「授業準備」 授業準備、教材研究
 ※「個別指導」 学習補充、生徒指導、進路指導、給食・掃除・行事に関する指導等

ウ 時間外在校等時間の状況

令和元年度の時間外在校等時間の状況については、80時間以上の者の割合（表5）が小・中・高等学校全体で約4%であり、平成28年度の割合（約19%）よりも低くなった。特に、中学校においては約26ポイント減少しており、部活動休養日の設定が大きく影響していると考えられる。

しかし、時間外在校等時間の上限目安が原則月45時間であることも踏まえ、更に取り組を進めることが必要となっている。なお、令和元年度、月当たりの時間外勤務が45時間以内の者の割合（表6）は、約54%である。

表5 時間外勤務が80時間以上の者の割合

	小学校	中学校	小・中・高等学校
平成28年度	10.1%	31.1%	19.2%
令和元年度	1.9%	4.8%	3.7%
差	▲8.2ポイント	▲26.3ポイント	▲15.5ポイント

※数値は、教職員の自己申告によるものである。

表6 月当たりの時間外勤務が45時間以内の者の割合

	小学校	中学校	小・中・高等学校
令和元年度	53.6%	55.9%	54.3%

※数値は、教職員の自己申告によるものである。

エ 管理職の意識について

「業務改善アンケート」のうち、管理職を対象とした調査によると、「教職員の組織管理や時間管理、健康安全管理等をはじめとしたマネジメントに関する県が主催する研修会に教職員を積極的に参加させ、管理職やミドル層の教職員のマネジメントスキルの向上を図るようにしている。」という項目に対して、肯定的に回答した割合については、小・中・高等学校全体で7割台であり（表7）、100%には達していない。

表7 マネジメントスキルの向上を図っていると感じる管理職の割合

	小学校	中・高等学校	小・中・高等学校
令和元年度	75.0%	77.7%	76.1%

(3) 現状を踏まえた課題及び今後重点的に取り組むべき事項

ア 学校・教員が本来担うべき業務の効率的・効果的な実施

表4から、平日の授業や授業準備、生徒指導といった指導に関わる業務にかかる時間が長いという状況が見られる。これらは、教員の本務であり、必要不可欠な業務であるが、限られた時間の中で、効率的・効果的に進める視点も必要である。そのためには、学校のミッション・ビジョン等を踏まえ、何が重要かを見極めた上で、教育課程の編成や研究授業等に取り組むことが求められる。また、ICTの活用、教材の共有化といった取組を進めることも必要である。

イ 部活動指導に係る教員の負担の軽減

表4から、中学校及び高等学校の教員については、部活動指導に係る時間に多くの時間を費やしているという状況が見られる。部活動指導に係る時間を軽減するためには、各学校の部活動の活動方針の徹底を図った上で、効率的かつ効果的な部活動指導を推進し、学校における部活動指導体制の見直しや負担軽減に向けた支援を進めていく必要がある。

ウ 学校における組織マネジメントの徹底・教職員の働き方に対する意識の醸成

学校の業務改善を図るためには、推進体制を整備し、教職員を巻き込んで、学校全体で取り組むことが重要であり、まずは、勤務時間を意識した働き方を浸透させる必要がある。また、個々の教職員の勤務状況を踏まえ、業務の優先順位の指示や、業務分担の見直し、業務の進捗管理を行うことが重要であり、管理職によるマネジメントの徹底が必要である。そのためにも、県や市が主催する研修会等に教職員を積極的に参加させたり、校内で還元しやすい研修を実施したりする取組が必要である。

3 目標・成果指標

学校全体の働き方改革を進めることとするが、目標・成果指標としては、教職員の「児童生徒と向き合う時間の確保」及び「長時間勤務の縮減」について、設定する。

(1) 児童生徒と向き合う時間の確保

「学びの変革」の円滑な実施、新学習指導要領の実施や新たな教育課題等へ適切に対応できる学校体制を構築し、教職員の児童生徒と向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図る。

[成果指標]

児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教職員（管理職を除く）の割合を、令和4年度末には80%以上とする。

(2) 長時間勤務の縮減

教職員以外も含めた学校全体の長時間勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進する。

[成果指標]

時間外在校等時間（在校等時間^{※4}から正規の勤務時間を除いた時間）を、原則年360時間以内及び月45時間以内とする。^{※5}

※4 「在校等時間」

次のア及びイに掲げる時間からウ及びエに掲げる時間を除いた時間

ア 校内に在校している時間

イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間

ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間（教育職員の自己申告に基づく）

エ 休憩時間（休憩時間を確保した上で、正規の勤務時間外に実際に休憩した時間があれば、その時間を含む。）

※5 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に正規の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、次に掲げる時間の上限の範囲内とする。

ア 1年について720時間以下

イ 1か月について100時間未満

ウ 1年のうち1か月において45時間を超える月数について6月以下

エ 連続する2か月から6か月までのそれぞれの期間の1か月当たりの平均について80時間以下

4 取組

前記の目標を達成するため、引き続き次の4つの視点を柱として取組を推進する。

- (1) 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備
- (2) 部活動指導に係る教員の負担軽減
- (3) 学校における組織マネジメントの確立
- (4) 教職員の働き方に対する意識の醸成

(1) 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

ア 市費による教職員の配置

学校実態に応じた様々な業務を担うことで、教職員の負担を軽減し、学校の円滑な運営を支援する。

(例) 教育推進加配講師，小中一貫教育推進加配講師，特別支援学級指導員，学校教育指導補助員，生徒指導員

イ 校務支援システム等 I C T の活用促進

(7) 成績処理システムや通知表作成システムの改善及び効率的な運用を図る。

また，I C T機器を活用した業務の効率化について，検討を進める。

(1) 学校の I C T機器等の活用促進に向けたサポート体制の拡充等，教員の負担軽減について検討を進める。【重点】

ウ 各種計画，事業，調査・照会等の見直し

(7) 学校が作成する各種計画や呉市教育委員会が実施する各種事業，調査・照会等を見直し，精選や簡素化を図る。

(1) 作品募集やコンクールへの児童生徒等及び教員の参加，家庭向け配付物の配付依頼について，主催する外部機関等に，学校の負担軽減に向けた協力を要請する。

エ 研修の見直し等

(7) 教員の負担軽減の視点も踏まえた効果的な研修の在り方や実施時期などの見直しを進めるとともに，報告書等の簡素化を図る。

(1) 研究授業については，各学校が自主的に実施するものであり，ねらいや内容及び効果的な方法について，検討・整理した上で実施するよう働きかける。

なお，効果的な方法の検討を行う際には，公開の有無や頻度（3年に1回行うなど）にも十分配慮するよう働きかける。

オ 教材・学習指導案等の共有化

学校において教材・学習指導案等の共有化を進めるとともに、全市的な教材・学習指導案等の共有の仕組みを構築し（センターサーバー）、内容の充実を図る。

カ 支援が必要な子供・家庭への対応

子供を取り巻く様々な課題等に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの配置や、顧問弁護士の派遣及び専門機関との連携など支援の充実を図る。

キ 学校・教員が担う業務の整理，家庭・地域との連携の推進

- (7) 学校や教員が担う業務について、役割分担や外部委託等、業務の在り方の検討を進める。
- (イ) 教職員の勤務時間外の電話対応や部活動等に係る教員の負担軽減などの取組を推進するに当たり、本方針の取組等について地域、保護者に周知し、理解促進を図る。
- (ウ) 学校が地域住民や保護者と教育目標を共有し、組織的・継続的な連携を可能とする「地域とともにある学校づくり」を進め、学校・家庭・地域の適切な役割分担についても検討する。

ク 教職員定数の改善

学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築を着実に実施するため、教職員定数の改善について、県に要望していく。

(2) 部活動指導に係る教員の負担軽減

ア 「運動部活動の方針」及び「文化部活動の方針」を踏まえた学校における活動方針の策定・徹底

呉市教育委員会が策定した方針を踏まえ、学校において策定した活動方針に基づき部活動休養日や活動時間の徹底を図る。【重点】

イ 部活動の指導体制の在り方の見直し

- (7) 専門的な技術指導ができる外部指導者の活用を推進する。
- (イ) 部活動の指導，引率等を行う部活動指導員の導入に向けた検討を進める。

- (ウ) 学校の実態に応じ、顧問を複数人配置して交代での指導を行ったり、一人の教員が複数の部活動を見守ったりするなど、顧問の負担軽減に係る取組を進める。
- (エ) 地域のスポーツ団体や社会教育関係団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が協働・融合した形での地域における活動の推進に向けた検討を行うとともに、活動する場の設定等を関係団体等に働きかける。

ウ 外部団体等との連携

大会等の統廃合や大会運営の見直し等を関係機関・関係団体に働きかける。また、各団体の上部団体への働きかけを県に要請する。

エ 効果的な練習方法等の研修への参加

県や市が主催する研修会（短時間でより効果的な練習方法等について）及びトップアスリート派遣事業等に教員を積極的に参加させる。

(3) 学校における組織マネジメントの確立

ア 学校における勤務時間管理の徹底

(ア) 教職員の健康管理や長時間勤務の縮減に向け、「在校等時間管理システム」により、教職員の在校等時間を把握するなど、適正な勤務時間管理を行う。

【重点】

- (イ) 管理職は、把握した在校等時間を踏まえて、教職員と面談を行い、必要に応じて保健管理医との面談を受けさせるなど教職員の健康管理に努める。また、ストレスチェック制度等を活用し、教職員のセルフケアなどの取組を促すとともに、職場のストレス要因の軽減を図る。
- (ウ) 管理職は、把握した状況を踏まえ、一部の教職員に業務が集中しないよう、業務の平準化・効率化を図る。
- (エ) 各学校で教職員の入退校に係る開錠・施錠時刻の目安及び児童生徒等の適切な登下校時刻を設定する。
- (オ) 1週間のうち平日1日は、部活動休養日と併せた教職員の定時退校日を設定し、その徹底を図ることで教職員のワーク・ライフ・バランスを推進する。

イ 学校における自律的な業務改善・業務削減の推進

(ア) 学校経営計画に本方針に掲げる目標を意識した業務改善や教職員の働き方に関する項目を設定し、管理職はその目標の達成に向けて学校経営を行う。

また、学校関係者評価を実施し、外部の視点を踏まえた取組の改善・充実を図る。

- (イ) 校内の推進体制を整備した上で、P D C Aサイクルに基づく業務改善・業務削減の取組を全校で進める。
- (ウ) 教職員一人一人の業務改善の意識を高めるために、各教職員が業務の適正化に取り組んだことを積極的に評価するなど、人事評価制度の活用を推進する。
- (エ) 学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を徹底する。
- (オ) 学校行事、各種業務等の優先順位を決め、精選・省力化の徹底を図る。

ウ マネジメント研修への参加

教職員の組織管理や時間管理、健康安全管理等をはじめとしたマネジメントに関する県が主催する研修会に教職員を積極的に参加させ、管理職やミドル層の教職員のマネジメントスキルの向上を図る。

エ 教頭及び事務長等への専決事項の拡大

学校における意思決定の迅速化、事務の効率化のため、教頭、事務長等の専決事項の拡大等を検討する。

オ 一斉閉庁期間の設定

- (ア) 8月のいわゆるお盆前後の期間を夏季一斉閉庁日とする。
- (イ) 一斉閉庁の期間の延長や夏季以外の長期休業期間中における閉庁期間について、各学校で実態に応じた設定を行うことについて検討する。

(4) 教職員の働き方に対する意識の醸成

ア 働き方・時間管理の意識改革

- (ア) 教職員が自ら退校予定時刻を毎日設定することなどを通じて、長時間勤務の縮減に向けた時間管理の意識改革に取り組む。
- (イ) 管理職は、自己申告に基づく目標管理の面談等の際に、業務をより効果的・効率的に進める方策について、教職員と共に考えるなど、教職員の在校等時間を踏まえた働き方に対する意識の醸成を図る。【重点】

イ 教職員全体に対する働き方改革に関する研修の実施

管理職のみならず学校の教職員全体に対しても、勤務時間を意識した働き方を浸透させるために、県や市が主催する研修や校内研修において、働き方に関する内容の充実を図る。

5 フォローアップ

取組の着実な実行を図るため、勤務実態の調査や毎年度の取組の検証を行うとともに、学校の状況や国・県の動向等を踏まえ、随時方針の見直しを行う。